

市第2号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を同項の規定に基づく総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を、「市役所」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を納税地所管の区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第27条第2項中「または」を「又は」に改め、「第313条」の次に「及び第314条」を加える。

第29条の4中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第31条の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改める。

第33条の2第1項中「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含

む。次項において同じ。) 」を加え、「によって」を「により」に改める。

第33条の5の2第1項中「第48条の9の12第3項」を「第48条の9の13第3項」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。第3項及び第33条の5の6第1項において同じ。) 」を加え、「によって」を「により」に改める。

第34条の2第2項中「規則の」を「法第317条の3第3項の規定に基づく総務省令で」に改める。

第34条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に、「第317条の3の2第4項」を「第317条の3の2第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により

記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第35条の2第7項中「が、法第317条の6第7項に規定する市長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき記載事項（同条第7項に規定する記載事項をいう。以下この条において同じ。）を記録した光ディスク等（同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。以下この条において同じ。）を提出した場合には」を「は」に、「記載事項を記録した光ディスク等」を「記載事項（同条第7項に規定する記載事項をいう。次項及び第9項において同じ。）を記録した光ディスク等（同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。次項において同じ。）」に改める。

第73条第1号エ中「及び」を「、」に、「解放されている」を「開放されている」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第9条第1項中「第15項、第26項、第29項、第33項並びに第34項」を「第14項、第25項、第28項、第32項並びに第33項」に改め、同条第4項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「附則第15条第26項」を「附則第15条第25項」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第10項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第11項中

「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第12条第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。
。

附則第13条の3の5の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額の割合)

第13条の3の6 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第13条の6の4を附則第13条の6の5とし、附則第13条の6の3の次に次の1条を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の4 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンション（以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該特定マンションに係る同項に規定する総務省令で定める工事が完了した日から3月以内に、同条第2項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 当該工事が完了した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

附則第13条の7第1項中「次条第1項」の次に「、第4項又は第5項」を加え、「同条第1項において読み替えて準用する次条第1項」を「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又は条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項若しくは第5項」に改める。

附則第13条の8第1項中「第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」の次に「又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項」を加え、「又は次条第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項」を「、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第15条の9の3第1項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第5項」に改める。

附則第13条の8の3第1項中「第1項の」を「第1項若しくは次条第1項の」に改める。

附則第13条の9第1項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「附則第13条の6の4」を「附則第13条の6の5」に改め、同条第2項中「附則第13条の6の4」を「附則第13条の6の5」に改める。

附則第16条の6第3項を削る。

附則第17条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2

項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「3輪以上のガソリン軽自動車」の次に「（法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第

4項とする。

附則第18条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年6月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例第33条の5第2項後段の改正規定及び第33条の5の7第2項後段の改正規定中「その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする」を「当該市町村徴収金関係過誤納金により、その納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）第73条第1号エの改正規定及び附則第7項（第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第73条第1号エに係る部分に限る。）の規定 令和5年7月1日
 - (2) 第1条中条例第31条の見出しの改正規定、第33条の2第1項の改正規定（「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。）」を加える部分に限る。）及び第33条の5の2第1項の改正規定（「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額

を含む。第3項及び第33条の5の6第1項において同じ。）」
を加える部分に限る。)並びに条例附則第18条第3項の改正規定並びに附則第4項及び附則第7項(新条例附則第18条第3項に係る部分に限る。)の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中条例第34条の3の改正規定及び附則第5項の規定
令和7年1月1日

(4) 第1条中条例第10条の改正規定及び次項の規定 地方税法等
の一部を改正する法律(令和5年法律第1号。附則第3項において「改正法」という。)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 新条例第10条の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 新条例第27条の規定は、令和5年4月1日以後に発生する改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条第1項に規定する特定非常災害について適用する。

4 新条例第33条の2第1項及び第33条の5の2第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税及び森林環境税の特別徴収について適用し、令和5年度分までの個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

5 新条例第34条の3第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき条例第33条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する条例第34条の3

第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 6 新条例第35条の2第7項の規定は、この条例の施行の日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、同日前に提出すべき第1条の規定による改正前の条例（附則第8項において「旧条例」という。）第35条の2第7項の規定による報告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 7 新条例第73条第1号エ、附則第17条及び附則第18条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 8 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された旧条例附則第16条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 9 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 10 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（公示送達の方法）

第10条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を同項の規定に基づく総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を納税地所管の区役所（市外に住所又は所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税（督促、滞納処分及び納税の猶予に係るものに限る。）、市たばこ税並びに入湯税に係るものにあつては、市役所。以下この条において同じ。）の掲示場に掲示し、又は公示事項を納税地所管の区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

（所得割の課税標準）

第27条 （第1項省略）

2 前項の総所得金額、退職所得金額 又は 山林所得金額は、法第313条 及び第314条 に定めるところによって算定する。

（法人税割の税率）

第29条の4 法人税割の税率は、法人税額 又は個別帰属法人税額 の100分の8.4とする。

（個人の市民税の 徴収方法等）
徴収方法

第31条 （本文省略）

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者(以下この条及び次条において「給与所得者」という。)である場合には、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の給与所得(法第292条第1項第5号に規定する給与所得をいう。以下この節において同じ。)に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項において同じ。)の合算額は、特別徴収の方法により徴収する。ただし、特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと市長が認める場合には、特別徴収の方法によらないことができる。

(第2項から第4項まで省略)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の5の2 個人の市民税の納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(政令第48条の9の13第3項に定める者を除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、その納税義務者に対して課する個人の市民税のうちその納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む)

。第3項及び第33条の5の6第1項において同じ。）の合算額（その納税義務者に係る均等割額を第33条の2第1項本文の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の5の6において同じ。）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、その額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付からその老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

（第2項及び第3項省略）

第34条の2 （第1項省略）

- 2 前項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、その確定申告書に、法第317条の3第3項の規定に基づく総務省令で定める規則のところにより、市民税の賦課徴収に必要な事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第34条の3 （第1項省略）

- 2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは

、給与所得者は、法第317条の3の2第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

$\frac{3}{2}$ 第1項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第3項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

$\frac{4}{3}$ 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

$\frac{5}{4}$ 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（法第317条の3の2第5項に規定する電磁的方法をいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の同項の規定に基づく政令で定める要件を満たす場合には、同項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

$\frac{6}{5}$ 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事

項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(給与支払報告書等の提出義務)

第35条の2 (第1項から第6項まで省略)

7 第1項、第3項又は第4項の規定によって報告書(法第317条の6第7項に規定する報告書をいう。以下この条において同じ。

)を提出すべき者(前2項の規定の適用を受ける者を除く。) は

が、法第317条の6第7項に規定する市長の承認を受けた場合又は

これらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前

の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき記載事項(

同条第7項に規定する記載事項をいう。以下この条において同じ

。)を記録した光ディスク等(同条第5項第2号に規定する光デ

ィスク等をいう。以下この条において同じ。)を提出した場合に

は、その者が提出すべき報告書の記載事項(同条第7項に規定す

る記載事項をいう。次項及び第9項において同じ。)を記録した

等

光ディスク等(同条第5項第2号に規定する光ディスク等をいう

。次項において同じ。)の提出をもって当該報告書の提出に代え

ることができる。

(第8項及び第9項省略)

(種別割の税率)

第73条 種別割の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ次の各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

(アからウまで省略)

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの~~及び~~側面が構造上~~開放されてい~~~~る~~解放されてい~~る~~車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下である3輪のもの~~及び~~道路運送車両の保全基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円
（第2号から第4号まで省略）

附 則

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 法附則第15条（第2項第1号及び第5号、~~第14項、第25項、第15項、第26項、第28項、第32項並びに第33項~~を除く。以下この項において同じ~~、第29項、第33項並びに第34項~~。）、第15条の2、第15条の3又は第63条第1項に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3まで又は第63条第1項の規定に規定する額とする。

（第2項及び第3項省略）

4 法~~附則第15条第14項~~附則第15条第15項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法~~附則第15条第14項~~附則第15条第15項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1（当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける

場合にあつては、5分の3)を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に5分の2(当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1)を乗じて得た額とする。

- 5 法 附則第15条第25項
附則第15条第26項に規定する設備(同項第1号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に2分の1(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、3分の2)を乗じて得た額とする。
- 6 法 附則第15条第25項
附則第15条第26項に規定する設備(同項第2号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に12分の7(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、4分の3)を乗じて得た額とする。
- 7 法 附則第15条第25項
附則第15条第26項に規定する設備(同項第3号に掲げるものに限る。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1(当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあつては、2分の1)を乗じて得た額とする。
- 8 法 附則第15条第28項
附則第15条第29項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度

分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- 9 法 附則第15条第32項
附則第15条第33項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第32項
附則第15条第33項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

- 10 法 附則第15条第33項
附則第15条第34項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第33項
附則第15条第34項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。

- 11 法 附則第15条第42項
附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、6分の1とする。

（長期譲渡所得に係る個人の市民税に関する特例）

第12条 （第1項省略）

- 2 昭和63年度から 令和8年度
令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、前項に規定する譲渡所得のうち、租税特別措置法第31条の2第1項の規定の適用がある譲渡所得に係る個人の市民税については、法附則第34条の2の規定を適用する。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額の割合）

第13条の3の6 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の4 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンション(以下この条において「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋について同項の規定による固定資産税の減額を受けようとする納税義務者は、当該特定マンションに係る同項に規定する総務省令で定める工事が完了した日から3月以内に、同条第2項に規定する総務省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申告書により市長に申告しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、建築年月日、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 当該工事が完了した年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

(耐震基準適合家屋に対して課する固定資産税の減額に関する申告)

第13条の6の5 (本文省略)
第13条の6の4

(耐震基準適合住宅に対して課する都市計画税の減額)

第13条の7 法附則第15条の9第1項から第3項までの規定は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち平成24年1月2日から令和6年3月31日までの間に耐震改修(同条第1項に規定する耐震改修をいう。)が行われたものに対して課する都市計画税に

ついて準用する。この場合において、同条第1項中「この条から附則第15条の10まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項及び次項」と、「基準（同条第1項において「耐震基準」という。）」とあるのは「基準」と、「この項から」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項から」と、「次条第1項、第4項又は第5項」とあるのは「条例附則第13条の8
同条第1項において
の2第1項において読み替えて準用する次条第1項又は条例附則
読み替えて準用する次条第1項
第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項若
しくは第5項」と、「平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分、当該耐震改修が平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度」とあるのは「平成24年1月2日から同年12月31日までの間に完了した場合には平成25年度」と、「を賦課期日とする年度分」とあるのは「（当該耐震改修が完了した日が1月1日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度分」と、「耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあってはこの項の」とあるのは「耐震基準適合住宅にあっては条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用するこの項の」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に

準じて規則で定めるところ」と、「限る。）にあってはこの項の」とあるのは「限る。）にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項の」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の4に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

（第2項省略）

（熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額）

第13条の8 法附則第15条の9第9項から第12項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等（同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。第13条の8の3第1項において同じ。）のうち、特定居住用部分（法附則第15条の9第4項に規定する特定居住用部分をいう。）において令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。）が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第9項中「この項から第11項まで及び次条第4項から第6項まで」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの

項から第11項まで」と、「この項、」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項、」と、「第1項又は次条第1項若しくは第4項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項において読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第4項」と、

「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「第4項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第10項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項、次条第1項若しくは第5項若しくは附則第15条の9の3第1項」とある

第1項若しくは第5項」とあるのは「条例附則第13条の7第1項においては読み替えて準用する第1項又は条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する次条第1項若しくは条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する次条第5項」と、「既にこの項」とあるのは

「既に条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、及び「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、「第5項

の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分」とあるのは「特定居住用部分」と、「あつてはこの項」とあるのは「あつては、条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第11項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第12項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第9項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第9項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(特定熱損失防止改修等住宅等に対して課する都市計画税の減額)

第13条の8の3 法附則第15条の9の2第4項から第7項までの規定は、平成26年4月1日以前から所在する住宅等のうち、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に特定熱損失防止改修等住宅（同条第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅をいう。）又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分（同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分をいう。）となったものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同条第4項中「この条」とあるのは「横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「第1項」とあるのは「条例附則第13条の

8の2第1項において読み替えて準用する第1項」と、「既にこの項」とあるのは「既に条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「次項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する次項」と、「あつては、この項」とあるのは「あつては、同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第5項中「この条」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「「第1項若しくは次条第1項の1項の」とあるのは「条例附則第13条の8の2第1項において読み替えて準用する第1項の」と、「この項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「第352条第1項又は第2項」とあり、「同条第1項又は第2項」とあるのは「第702条の8第1項においてその例によるものとされる第352条第1項又は第2項」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の8の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第4項又は第5項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第4項又は第5項」と読み替えるものとする。

(第2項省略)

(耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額)

第13条の9 法附則第15条の10の規定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第3条第1項に規定する要緊急

安全確認大規模建築物に該当する家屋（同法第7条又は同項の規定による報告があったものに限り、同法第8条第1項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は同法第12条第2項（同法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示の対象となったものを除く。）のうち平成26年4月1日から $\frac{\text{令和8年3月31日}}{\text{令和5年3月31日}}$ までの間に法附則第15条の10第1項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものを受けて法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修が行われたものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、法附則第15条の10第1項中「受けて耐震改修」とあるのは「受けて耐震改修（法附則第15条の9第1項に規定する耐震改修をいう。以下横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの項及び次項において同じ。）」と、「耐震基準に」とあるのは「法附則第15条の9第1項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準に」と、「この条」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用するこの条」と、「係る耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「係る耐震基準適合家屋にあっては同項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「の耐震基準適合家屋にあってはこの項」とあるのは「の耐震基準適合家屋にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第2項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「当該市町

村の条例で」とあるのは「同条第2項において読み替えて準用する条例附則第13条の6の5に」と、同条第3項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の9第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

- 2 附則第13条の6の5の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、附則第13条の6の5中「同項」とあるのは、「附則第13条の9第1項において読み替えて準用する法附則第15条の10第1項」と読み替えるものとする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 (第1項及び第2項省略)

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第72条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第71条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の規定の適用

については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものをいう。以下この条において同じ。）のうち、3輪以上のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
第73条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち、3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日

までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3
7 法附則第30条第3項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車（法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対する第73条第2号の規定の適用については、~~当該ガソリン軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分~~の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4
8 法附則第30条第4項の規定の適用の対象となる3輪以上のガソリン軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、~~当該ガソリン軽自動車~~が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車~~が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には~~、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分~~の軽自動車税の種別割に限り、同号イ中「3,900円」とあるのは第4項の表の左欄に掲げる規定

「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

(第2項省略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{35}{10}$ の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

第33条の5第2項本文中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その納税者に未納の徴収金があるときは、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、その納税者の未納に係る徴収金を納付義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はし、又は納入することを委託したものとみなす。
ないものとする

第33条の5の7第2項本文中「例によって」を「例により」に改

め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金があるときは、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により、その納税者の未納に
し、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2ま
係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす
での規定の適用はないものとする

。

